

障発 0303 第 1 号
平成 26 年 3 月 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害支援区分認定の実施について

標記について、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 5 号)」が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、障害支援区分判定の具体的な実施方法及び運用方法は、以下によることとしたので、御了知の上、貴管下市町村に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成 18 年 3 月 17 日付け障発第 0317005 号当職通知「障害程度区分認定の実施について」は、平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、同日までに行われた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 20 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の申請に係る障害程度区分の認定については、従前の例による。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 障害支援区分認定のための調査の実施

介護給付費(特例介護給付費を含む。以下同じ。)又は訓練等給付費(特例訓練等給付費を含み、共同生活援助に係るものに限る。以下同じ。)の支給対象となるサービスに係る支給申請(同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。以下同じ。)を受理した市町村は、市町村職員又は法第 20 条第 3 項に規定する専門的知識及び技術を有する者をして、別添 1 に示す概況調査票及び認定調査票を用いて認定調査の対象者(以下「調査対象者」という。)に関する認定調査を実施する。

ただし、調査対象者に 2 に規定する意見を述べる医師は、当該意見に係る申請に関する認定調査を行うことはできない。

2 医師の意見の聴取

介護給付費又は訓練等給付費の支給対象となるサービスに係る支給申請を受理した市町村は、調査対象者の主治医又は市町村が指定する医師に対し、別添 2 に示す医師意見書への意見の記載を求め、回収する。

3 市町村審査会での審査判定

市町村審査会は 1 の認定調査の結果及び 2 の医師意見書の内容に基づいて審査判定を行う。